

# 平成16年度第1回食品安全対策協議会

日 時： 平成16年6月18日(金) 14:00～16:00

場 所： ハートフルスクエア G 大会議室

## 議 題

- (1) 岐阜県食品安全行動基本計画について
- (2) 平成15年度食品安全対策関連事業結果の報告について
  - ・ 食品中の残留物質等の調査結果について
  - ・ 朝市等直売所農産物の残留農薬検査結果について
  - ・ 農作物及び農用地のダイオキシン類調査結果について
  - ・ 天然アユのダイオキシン類蓄積実態調査結果について
- (3) 平成16年度食品安全対策関連事業について

出席者 消費者代表5名、生産者代表4名、流通業者代表3名、学識経験者2名  
(事務局ほか関係者21名、一般公聴者2名)

## 主な発言要旨 (要約)

### ○塩谷事務局長挨拶

- ・ 昨年12月に全国で初めて「食品安全基本条例」が制定された。その後、知事部局ではこの条例に規定される「食品安全行動基本計画」の策定作業を開始し、岐阜県食品安全推進本部において20数回の議論を重ねた。
- ・ 当協議会においては計画策定のための会議を2回開催し、委員の方々に専門的な観点からの意見を伺ってきた。
- ・ 計画がある程度まとまった段階で、県内5圏域において県民との意見交換会を行い、191項目の意見をいただいた。
- ・ 県民や協議会の委員の意見を計画に反映させ、県民との協働で策定作業を行った。
- ・ なるべくわかりやすくするため、現在の数値、5年後の最終目標値の他に中間目標値を定め、目標を達成する過程をできる限り細かく明記した。
- ・ 計画がほぼ完成したので、その内容を事務局から説明し、委員からの指導を受け、最終的な調整を行いたい。
- ・ 今回の会議で、適切な指導を受けたうえで、7月初旬に公表したいと考えている。

### ○座長 (杉山学長)

- ・ 世界的に食糧自給率の低下が問題となる飽食の時代に、食品の安全性の関心が最も深まっている。
- ・ こうした中、当委員会は幅広く県民の意見を聞く場として、また県民が安心して

きる食品表示を構築するため、消費者、生産者、流通業者の各界の代表による議論をする場として設置された。

- ・ このたびの「食品安全行動基本計画」については、幅広く県民の意見を聞き、計画を策定されたと聞いており、大変有意義なものであったと思う。
- ・ 計画の内容についても、大変よくできおり、全国のモデルにもなると考えている。
- ・ 昨年度の第2回、第3回の当協議会において、各委員からの計画案に対し、貴重な意見をいただいた。
- ・ 事務局においては、4月に県下5圏域での意見交換会を開催し、県民からの意見を聴取した。
- ・ これらの意見を計画に反映させたいと、食品安全推進本部関係会議での協議、部局長会議での承認、議会への説明等の手続きを経て、計画がほぼ固まったようである
- ・ 計画について、事務局から説明願いたい。

#### ○事務局（小川食品安全推進室長）

＜岐阜県食品安全行動基本計画の策定経緯及び内容の説明＞

#### ○座長（杉山学長）

- ・ 計画について、委員から発言願いたい。

#### ○岐阜県生活学校連絡協議会（金山会長）

- ・ 岐阜県らしい食品表示が消費者から求められていると思うが、具体的な内容を計画に記載しているのか。
- ・ 群馬県では、消費者向けの解りやすいハンドブックを作成している。様々な表示の規制について、わかりやすく解説した冊子を岐阜県でも作成すべきではないか。

#### ○事務局（小川食品安全推進室長）

- ・ 岐阜県らしい表示として「食品表示岐阜モデル」を構築したいと考えており、具体的な内容をアクション16にて記載している。
- ・ 岐阜県では、消費者にPRするため、簡単な食品表示についてのパンフレットをすでに作成している。
- ・ 群馬県の作成した冊子「食品表示ハンドブック」については、承知している。
- ・ 現在この群馬県のハンドブックを参考にして、全国版のハンドブックを作成するため「全国食品安全自治ネットワーク」で協議している。
- ・ このネットワークは、群馬県が幹事県、岐阜県及び佐賀県が副幹事県になっており、21都道府県が参加している。
- ・ 来週に、このハンドブックの会議が群馬県で開かれ、協議することとなっている。

### ○座長（杉山学長）

- ・ 県からの191項目の意見等を細かく記録され、それぞれの意見にどのように応えていくのかを検討されていることは、非常に高く評価したい。
- ・ 県民の意見の中で、最も多かった「計画を適正に遂行してほしい。」という要望に対し、県は「この計画の進捗状況については、毎年県議会へ報告するとともに、県民に公表することとなります。また、県食品安全監視総監が常に各部局の施策について中立、公正な立場で評価されます。」としている。
- ・ 計画の進捗状況の県議会への報告、県民への公表については、アクション21にも記載されており、さらには、中間目標を定めるなど、計画の遂行過程でのチェックについても検討されている。安心できるプランとなっている。

### ○全岐阜県生活協同組合連合会（渡辺事務局長）

- ・ 県内5圏域の意見交換会には、すべて出席した。
- ・ 消費者、生産者、流通業者を一同に会した会議は様々な意見が聞け、県としてはこれまでになく有意義なものであったと思う。
- ・ 意見交換会での意見についても、ほぼ計画に反映されていると確信している。
- ・ 問題は、消費者の生産者に対する理解不十分である誤解、販売業者がめまぐるしく変化する食品の取り巻く環境の変化に追いついていないなどがある。
- ・ この計画の実践と県民への周知が大切になる。
- ・ 生活協同組合としては、組合員にこの計画の周知に努め、県民へのPRの一翼を担いたいと考えている。
- ・ 県としてもできる限り多くの県民への周知するため、できる限り多くの印刷物を作成してほしい。この計画はどの程度印刷されるのか。

### ○事務局（小川食品安全推進室長）

- ・ 計画の本編は2000部の印刷を考えている。
- ・ 少ない予算で多くの県民に周知できるよう8頁からなる計画の概要版を7千部作成する予定である。

### ○座長（杉山学長）

- ・ この計画について、当協議会として承認することとしてよいか。  
＜全委員賛同＞

○座長（杉山学長）

- ・ 続いて、平成15年度食品対策関連事業の結果報告について協議願いたい。
- ・ まずは生活衛生課から「食品中の残留物質等の調査結果」について報告願いたい。

○生活衛生課（緒方技術課長補佐）

＜平成15年度 食品中の残留物質等の調査結果報告＞

○岐阜県生活学校連絡協議会（金山会長）

- ・ 輸入された野菜、果物の防かび剤検査は行われているのか。

○生活衛生課（緒方技術課長補佐）

- ・ 中国産のほうれん草、ブロッコリー、オレンジ、グレープフルーツなどを行っている。

○岐阜県消費生活研究会（松原会長）

- ・ 県内産の残留農薬については、生産者自らが検査行っているなど厳しく生産管理されていることから、すでに消費者は安心していると考えている。

○座長（杉山学長）

- ・ 検査全体に占める輸入品の割合に根拠はあるのか。

○生活衛生課（緒方技術課長補佐）

- ・ 予算が限られており、国内において発生した事例、県内の状況などを考慮したうえで、特に必要となっている検査を重点に検査項目を決定している。例えば、平成14年度の場合には、国内で無登録農薬の使用が多発したため、国内産農産物の残留農薬検査数を増やした。
- ・ 輸入食品に対する検査を少なくしたことはない。例えば重金属の検査を減らすなどにより、対応している。

○座長（杉山学長）

- ・ ホルモン剤の検査は、輸入品のみなのか。

○生活衛生課（緒方技術課長補佐）

- ・ 輸入牛肉のみを行っている。

○バロー（SM商品部 安藤）

- ・ 県内農産物で、万が一基準値を超えた場合の対処方法は決まっているのか。

○生活衛生課（緒方技術課長補佐）

- ・ 直ちに生産者に原因の究明するよう依頼する。

- ・ その原因が明らかになった時点、あるいはすでに流通している場合には、速やかに公表し、流通業者や消費者に伝える。
- ・ この対応は、通常の違反事例と同様である。

○座長（杉山学長）

- ・ 生産者としては、意見はないか。

○飛騨美濃特産名人（ほうれん草）（清水 久一）

- ・ 私たち生産者は、県からの指示に従い、的確に対応したい。

○座長（杉山学長）

- ・ 続いて水田営農振興室から「朝市等直売所農産物の残留農薬検査」と「農作物及び農用地のダイオキシン類検査」について報告願いたい。

○水田営農振興室（塚原技術主査）

- <平成15年度 朝市等直売所農産物の残留農薬検査結果報告>
- <平成15年度 農作物及び農用地のダイオキシン類検査報告>

○座長（杉山学長）

- ・ 検査結果を農家は知っているのか。

○水田営農振興室（塚原技術主査）

- ・ 検査する農産物を譲り受ける段階から、朝市設置者や農家とは連携しており、検査結果も伝えている。

○岐阜県栄養士会（上田副会長）

- ・ 検査の時期はいつか。

○水田営農振興室（塚原技術主査）

- ・ 現地機関がその時期を決めている。必然的に最も朝市が活発となる夏期が多くなる。

○飛騨美濃特産名人（トマト）（中野 俊一）

- ・ 小さな農家が違反を犯した場合に、その売り上げへの影響が県下全体に及び、我々も経済的な被害を受けることとなる。
- ・ このような事業があることを知り、安心した。引き続き指導してほしい。

○J A全農岐阜（加藤営農対策室長）

- ・ J Aとしても残留農薬検査に取り組んでおり、全農協に簡易検査機器を導入している。

- ・ 岐阜県の農薬使用量は、全国的に極めて少ない。
- ・ 我々も、安全、安心についての取組みに、いままで以上に努力していくので、消費者や流通業者などの関係者には、岐阜県産が安心であると認識していただきたい。

#### ○座長（杉山学長）

- ・ このような検査を実施していることを認証するシステムを構築し、消費者が認識ができるとよい。

#### ○バロー（SM商品部 安藤）

- ・ 販売する立場として、県が安全確認を行い、安全性が保証されていることは歓迎する。
- ・ それが消費者にどの程度伝わっているのかが問題となる。
- ・ 販売している食品が県内産のみでないため、国単位、県単位での残留農薬検査やダイオキシンなどの安全確認について、さらに充実してほしい。

#### ○岐阜県消費生活研究会（松原会長）

- ・ 大規模の生産者については信頼しているが、朝市等に出荷される小規模の生産者の認識不足が心配である。
- ・ JAが指導していることは承知しているが、その指導を受入れている人とそうではない人がいる。
- ・ 朝市においても、クリーン農業の認定マークのある農産物については信用しているが、その他の小規模農家をしっかり指導してほしい。

#### ○水田営農振興室（塚原技術主査）

- ・ 当事業は、朝市等に出荷する小規模農家への農薬に対する意識の向上を目的の一つとしている。
- ・ 簡易検査以外にも、農家に対して農薬の使用状況調査を行い、指導を行っている。
- ・ こうした施策により、安全性を向上させ、安心感を高めていきたい。

#### ○座長（杉山学長）

- ・ 続いて、水産振興室から「天然アユのダイオキシン類蓄積実態検査」について報告願いたい。

#### ○水産振興室（後藤主任技師）

<天然アユのダイオキシン類蓄積実態検査>

#### ○座長（杉山学長）

- ・ 一般公聴者から意見があれば発言願いたい。

### ○一般公聴者

- ・ アユ以外の魚種については、ダイオキシン調査は行っていないのか。

### ○水産振興室（後藤主任技師）

- ・ 水産振興室ではアユ以外の魚種については実施していない。
- ・ その他の魚種については、環境局や岐阜大学などで実施していると聞いている。
- ・ ダイオキシン類ではないが、水産用医薬品の残留検査については、東海農政局岐阜農政事務所（旧食料事務所）が、定期的に県内の養殖業者から検体を採取して実施している。

### ○大気環境室（佐々木技術課長補佐）

- ・ 平成10年度より、大気、水などの環境中のダイオキシン検査を実施している。
- ・ 水生生物についても、平成10年度より、木曾川、長良川、揖斐川でウグイの検査を行っている。
- ・ 平成15年度の場合には、木曾川1.5ピコグラム、長良川0.72ピコグラム、揖斐川2.0ピコグラムの極めて微量のダイオキシンが検出されている。水生生物についての基準値が定められていないため、評価は困難であるが、平成10年度からの数値について大きな変化はない。

### ○座長（杉山学長）

- ・ ダイオキシンに対する対応は、全庁的に行われているようである。
- ・ 最近問題となっているコイヘルペスへの対応はよいか。

### ○水産振興室（後藤主任技師）

- ・ 県内においては、西濃地方を中心に発生している状況にある。
- ・ コイヘルペスウイルスは適至温度が20～25℃であり、人間の体温では増殖することはできない。人間が摂食しても感染はしない。
- ・ 河川や水路等で死亡しているコイが発見された場合は、県現地機関の担当者が検体から組織を採取し、県淡水魚研究所で診断する体制となっている。

### ○座長（杉山学長）

- ・ 被害額は把握しているのか。

### ○水産振興室（後藤主任技師）

- ・ 被害額については、把握していない。
- ・ 全国にコイヘルペスウイルス病がまん延した原因として、全国一の生産地である茨城県霞ヶ浦において感染が拡大し、その感染したコイが全国に出荷されたことが主な原因と考えられている。本県においても霞ヶ浦からコイを購入し、養殖している業者が多い。
- ・ 通報を受けたコイの中には、その水域に生息していたものではなく、明らかに

不法投棄されたものと思われる事例（ビニール袋に入れたももの等）も見られた。

- ・ 河川に生息しているコイや養殖業者の池以外にも、学校や家庭などで飼育されている観賞用のコイでも、コイヘルペスウイルス病による死亡が確認されている。

#### ○座長（杉山学長）

- ・ 食品安全推進室から「平成16年度食品安全対策事業」について報告願いたい。

#### ○食品安全推進室（杉山課長補佐）

＜平成16年度食品安全対策事業の説明＞

#### ○岐阜県女性団体連合会（加藤会長）

- ・ 飛騨地区のある村長が、ほうれん草の9割が大阪、1割が名古屋へ出荷されていると言っていた。このような流通の状態では、私たちが摂食する機会がほとんどないように思う。県内産の農産物を県民が食べれるよう、考えてほしい。
- ・ なぜ、大阪に出荷される量が多いのはやむを得ないのか。

#### ○J A全農岐阜（加藤営農対策室長）

- ・ 経済活動の結果、生産物は高く売れる地域に流通する。関西地方等での飛騨ブランドの評価が高く、多くが出荷されることとなる。
- ・ 流通業者としては、交通費等のコストの必要とする遠隔地に、あえて出荷するつもりはない。
- ・ 地元での販売を拡大したいが、県内の評価が低く、価格に反映されない。
- ・ 我々も、地元での販売を拡大して、地域に愛されるよう努めていきたい。安全、安心な農産物の生産には、コストが必要となることを消費者も理解していただき、消費拡大に協力してほしい。

#### ○岐阜県女性団体連合会（加藤会長）

- ・ 名古屋に1割ということであれば、さらに岐阜に出荷される量は非常に少ないように思うがどうか。

#### ○J A全農岐阜（加藤営農対策室長）

- ・ 飛騨産のほうれん草の全体量が非常に多いため、全体の2割程度が名古屋に出荷されるようになれば、加藤委員の要望に応えられると考えている。

#### ○飛騨美濃特産名人（トマト）（中野 俊一）

- ・ これまで、生産者が受け身で作り、販売者は受け身で売り、消費者が受け身で食べていた。
- ・ これからは、生産者が元気に作り、販売者が自信を持って売れば、食べる方も安心して食べてもらい、長生きをしてもらえれば、たくさん売れる。



- ・ 今年もいいものをたくさん生産しているので、みなさんも安心して食べてほしい。

#### ○座長（杉山学長）

- ・ 西日本には高冷地野菜の産地が少なく、関西地方で飛騨産の農産物が貴重であるため、高い価格で販売されている。
- ・ 検査などにより安全性を確認したが、どこに流通しているのかわからないということではなく、流通業者、行政が地産地消に努めてほしい。
- ・ 岐阜県産のいいものを県内に流通させ、県民の安全と安心を高めていくべきである。
- ・ 他に事務局からの報告はあるか。

#### ○事務局（小川食品安全推進室長）

- ・ 当協議会の設置要綱によると、消費者、生産者、流通業者それぞれの代表を知事が委嘱し、任期が一年となれており、本年8月19日に任期が満了する。
- ・ 事務局としては、現在の委員に引き続き就任されることを希望している。

#### ○座長（杉山学長）

- ・ 事務局から引き続き委員の就任要請があったが、引き受けるということかどうか。

<全委員賛同>

#### ○座長（杉山学長）

- ・ 以上をもって本日の協議会を終了する。